規制改革·民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名:厚生労働省〕

【事務·事業名】	診療報酬の審査・支払い(社会保険診療報酬支払基金)
1.根拠法令	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)
2. 実施主体	特別の法律により設立された民間法人
3.従事者数	5777人(平成17年4月1日現在)
4 . 予算額	85 , 811 , 603千円
	審査支払業務(昭和23年9月~) ・医療機関等から提出される診療報酬請求書等の審査 ・医療機関等に対する診療報酬等の支払
5.事務·事業の 内容	老人保健関係業務(昭和58年2月~) ・老人保健法に基づく拠出金の徴収と交付金の交付 ・特別保健福祉事業(拠出金負担助成事業、特別事業助成事業)
	退職者医療関係業務(昭和59年10月~) ・国民健康保険法に基づく拠出金の徴収と交付金の交付
	介護保険関係業務(平成12年4月~) ・介護保険法に基づく納付金の徴収と交付金の交付
6.民間開放の 状況	診療報酬の審査・支払については、当初、保険者が行っていたが、事務が複雑で支払の遅延が大きな社会問題となった。このため、診療報酬の審査支払を一元的にかつ迅速・公正に行い、社会保険診療の支払遅延を解消し、社会保険医療の普及を図るため、社会保険診療報酬支払基金を設立したものである。このような趣旨から、従来、健康保険組合における診療報酬の審査支払に関する事務については、社会保険診療報酬支払基金に委託するよう通知により指導してきたが、規制改革推進3ヶ年計画を踏まえ、当該通知を廃止し、健康保険組合自らが診療報酬や調剤報酬の審査・支払を実施する場合や、支払基金以外の機関による審査支払の枠組みを明確化した。これを踏まえ、複数の健康保険組合から直接審査について具体的な相談事案が寄せられているところ。
7.当該事務事業 を廃止した場合 の影響	上述の支払基金の設立経緯を踏まえれば、社会保険診療を円滑かつ適正に実施するためには、全国約20万の保険医療機関等と約1万5千の保険者(請求窓口)との間の年間約8億件の診療報酬請求書(レセプト)の審査支払業務を中立公正な体制で一元的に処理する機関を設置しておくことが必要である。なお、公正な審査等の要件を満たす場合については、健康保険組合自らが審査支払を行う途を開いており、現に複数の健康保険組合から直接審査について具体的な相談事案が寄せられている。
8.更なる民間開放 についての見解	診療報酬の審査支払については、規制改革推進3カ年計画(平成14年3月閣議決定)を踏まえ、平成14年12月に民間開放し、さらに調剤報酬の審査支払については、規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月閣議決定)を踏まえて平成17年4月に民間開放している。 複数の健康保険組合から具体的な相談事案が寄せられており、相談内容を踏まえて検討することとしたい。

規制改革·民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名:厚生労働省〕

【事務・事業名】 診療報酬の審査・支払い(社会保険診療報酬支払基金)

9.	個別	の質	問項	Ħ

(質問)医科レセプトの審査について、保険者からの審査委託を独占的に受けているようであるが、保 険者が他の機関に委託することが可能であるのか、伺いたい。

診療報酬の審査・支払については、規制改革推進3ヶ年計画を踏まえ、平成14年12月に、健康保険組合自らが診療報酬の審査・支払を実施する際の取扱いに合わせ支払基金以外の者に委託する際の取扱いを示している。

(質問)同じ〈、調剤レセプトの審査について、保険者からの審査委託を独占的に受けているようであるが、保険者が他の機関に委託することが可能であるのか、伺いたい。

調剤報酬の審査・支払については、規制改革・民間開放推進3ヶ年計画を踏まえ、平成17年3月に、健康保険組合自らが調剤報酬の審査・支払を実施する際の取扱いに合わせ支払基金以外の者に委託する際の取扱いを示している。

(質問)保険者が他の機関に委託することとした場合、保険者や医療機関にとってどのような障害が生じると考えられるか。

上述のとおり、公正な審査体制の確保等の条件が満たされていれば問題は生じないものと考えており、健康保険組合が支払基金以外の機関に委託することも認めている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。